

(表)

様式第1号(第4条関係)

山添村本人通知制度事前登録申込書

年 月 日

山添村長 殿

申込者	住所	〒 -		
	氏名	印		
	連絡先			
申込者の区分	1 本人 2 法定代理人 3 その他の代理人			

山添村住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり事前登録を申込みます。

通知を希望する者の氏名 (住民票の写し等に記録のある者)	フリガナ			
生年月日	年	月	日	性別 男・女
住所				
本籍				筆頭者
連絡先				
郵便等で申込みをする場合その理由	1 疾病等のため 2 他の市区町村に居住しているため 3 その他()			

法定代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人	
氏名	フリガナ	
住所	〒 -	
連絡先		
通知書の送付先	1 本人 2 法定代理人	

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注3 次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類(住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等)
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- (3) あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等)

注4 登録者名簿への登録日は、申込み受付日となり、登録期間は3年間です。

※次の欄は、記入しないでください。

受付	事前登録	本人等の確認書類	備考
	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> その他の代理人	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証	
登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

山添村住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1 この制度は、山添村において、この制度により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票（除票・改製原
住民票を含む。）の写し、記載事項証明書、戸籍の附票（除附票・改製原附票を含む。）の写し、戸籍（除籍・改製原戸籍を含む。）
謄抄本、戸籍（除籍・改製原戸籍を含む。）記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（本人等^(注)の代理人
及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知する
ものです。

(注) 本人等・・・(住民票関係) 本人又は本人と同一の世帯に属する者

(戸籍関係) 本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

2 第三者に事前登録の住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に山添村住民票の写し等交付通知書を送付
します。なお、通知書を発行するまでに事務処理の時間が必要となりますので、ご了承願います。

3 住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。

- ・ 交付年月日
- ・ 交付した種別及び通数
- ・ 請求者の種別（本人等の代理人、本人等以外の者）

交付を受けた第三者の氏名等は通知の対象となりません。通知の内容以外の情報が必要な場合は、山添村個人情報保護条例に
基づき、自己情報の開示請求をすることができます。また、住民票の写し等を第三者に交付した場合でも、交付の請求内容によ
り通知の対象とならない場合もありますのでご了承願います。

4 事前登録を希望する者が、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登
録の申込みをすることができます。

5 郵便又は信書便による事前登録の申込みは、この用紙と本人確認書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等写真が貼付
されたもの）の写しを同封して、山添村住民課あてに送付願います。

6 事前登録者が次のいずれかに該当する場合は、事前登録を廃止します。

- ア 登録期間が満了し、事前登録更新の申込みがなかったとき
- イ 死亡、所在不明等により住民票が消除されたとき
- ウ 所在不明で郵便物が送達されないとき
- エ 日本国内に住所を有しなくなったとき

7 登録を廃止しようとする場合や、住所変更等により、送付先や連絡先電話番号が事前登録をした内容に変更が生じた場合は、
届出が必要です。

8 登録期間は3年です。引き続き登録を希望する場合は、登録期間が満了する日の1か月前から更新の申込みが可能です。登録
更新の申込みをしたときの新たな登録期間の開始日は、従前の登録期間満了日の翌日とします。